

議案第89号

つくば市の公の施設を牛久市住民の利用に供することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の3第3項の規定に基づき、つくば市は牛久市と協議の上、別紙の協定書によって、つくば市公共下水道の施設を牛久市の住民の利用に供するため、議会の議決を求める。

平成25年9月10日

つくば市長 市原 健一

つくば市公共下水道の牛久市の住民の利用に関する協定書（案）

つくば市（以下「甲」という。）と牛久市（以下「乙」という。）は、牛久市の住民（以下「丙」という。）が、つくば市公共下水道を利用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（利用）

第1条 甲と乙は、次の表に掲げる区域において、つくば市公共下水道を丙の利用に供させるものとする。

地 区	区 域
牛久市田宮町	1013 番 18, 1013 番 27, 1013 番 29, 1013 番 30, 1013 番 31, 1013 番 16, 1013 番 32, 1013 番 10, 1013 番 21, 1013 番 6, 1013 番 5, 1027 番 4, 1028 番 1, 1039 番 3, 1065 番 4, 1065 番 3, 1066 番 1, 1069 番 1, 1069 番 5
牛久市猪子町	990 番 3, 990 番 5, 990 番 6, 990 番 9, 990 番 10, 990 番 11

2 丙の公共下水道の利用については、甲の定める条例、規則その他規程（以下「甲の条例等」という。）の規定を適用する。

（管理）

第2条 丙が利用する公共下水道の管理については、甲の条例等の規定を適用する。

2 公共下水道の管理は、丙の下水を排除するために設置する取付管及び公共汚水柵については乙が、既に設置されている公共下水道の管渠については甲が行うものとする。

（使用料）

第3条 丙が利用する公共下水道の使用料は、甲の条例等の規定により算定するものとし、甲が賦課及び徴収を行うものとする。

（分担金）

第4条 丙の公共下水道の利用に係る分担金は、甲の条例等の規定により算定するものとし、甲が賦課及び徴収を行うものとする。

（その他）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年 月 日

甲 茨城県つくば市荻間 2530 番地 2
(研究学園D32 街区 2 画地)
つくば市
つくば市長 市 原 健 一

乙 茨城県牛久市中央 3 丁目 15 番地 1
牛久市
牛久市長 池 邊 勝 幸